

なお、国税庁が公表している「平成27事務年度の『相互協議の状況』について」（平成28年11月）によると、平成27事務年度の繰越事案の地域別内訳は、アジア・大洋州の事案が最も多く、次いで米州、欧州となっている。

BEPS行動計画14「相互協議の効果的実施」では、相互協議プロセスの実効性および効率性を強化する

ため、相互協議を通じた租税条約の解釈や、適用に関する紛争を適時・効果的に解決することも含め、租税条約の適切な運用を確実にすることで、不確実性および意図しない二重課税のリスクを最小化することを目的とする、次の勧告がなされた。

① 相互協議に係る条約上の義務の誠実な履行と、相互協議事案の迅速

な解決

- ② 租税条約に関連する紛争の予防および迅速な解決を促進するための行政手続の実施
- ③ 納税者に対する相互協議の機会の保証

こうした取組みを通してアジア諸国においても相互協議の有効な運用が実現することを期待したい。

IV 現地国内企業との取引時にも配慮を源泉税に関する課税リスクとその対応

概要

国境を跨ぐ利息や配当、使用料の支払時には、支払地国において源泉税が課されることが一般的である。これらの所得は受取側の所在地国においても通常課税されるため二重課税の状況が生ずるが、支払地国で課税された源泉税部分については、受取側の所在地国において外国税額控

除制度がある場合、二重課税の状況を回避することが可能である。ただし、受取側の所在地国において外国税額控除制度がない場合や、控除限度額が不足する場合には、二重課税を完全に排除することができない。

また、受取側の法人が日本の外国子会社配当益金不算入制度の適用を受けることができる場合、配当額の95%が非課税となるが、配当に課された現地の源泉税については損金の

額に算入することができない。そのうえ、当該源泉税は外国税額控除制度の適用対象にもならないため、留意が必要である。

国際取引に係る源泉税に関しては、支払側の現地国の税制のみでなく、受取側の所在地国との間で締結されている租税条約も参照することになる。利息等に係る源泉税に関して取引対象国との租税条約における取扱いを参照したうえで、最も有

利になる国を取引相手国として選定する事例も多い。

また、アジア諸国では、国内取引に係る対価について、一般に日本よりも広範に源泉税の徴収および納付義務が課されている傾向にある。

税務当局との租税条約に係る解釈の相違や、海外子会社の経理担当者および専門家の知識不足等のさまざまな理由により、予期せぬ源泉税が発生してしまうケースや、本来回避可能である源泉税を企業が負担しているケースも見受けられるため、本稿等を参考に、日本親会社からも海外子会社に対して、サポートを行うことが望ましい。

国際取引に係るアジア主要国の源泉税率

前述したとおり、国際取引に係る源泉税率の取扱いについては、支払側の国内法および双方国との間で締結されている租税条約の内容によることとなるが、締結国によって租税条約における取扱いが異なる可能性がある。たとえば、子会社が中国法人の場合、中国子会社から日本親会社への配当金に対して中国で適用される源泉税率は10%である。一方、シ